

資料－1 定期検査項目と検査頻度及びその省略の可否

番号	定期検査項目	採水場所	検査頻度	検査回数の減	省略の可否
基1	一般細菌	給水栓	おおむね月1回以上	不可	不可
基2	大腸菌	給水栓	おおむね月1回以上	不可	不可
基3	カドミウム及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基4	水銀及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基5	セレン及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基6	鉛及びその化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注4)
基7	ヒ素及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基8	六価クロム化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基9	亜硝酸態窒素	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	不可
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	不可
基12	フッ素及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基13	ホウ素及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3) 海水を原水とする場合は不可
基14	四塩化炭素	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基15	1,4-ジオキサン	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基17	ジクロロメタン	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基18	テトラクロロエチレン	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基19	トリクロロエチレン	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基20	ベンゼン	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基21	塩素酸	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基22	クロロ酢酸	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基23	クロロホルム	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基24	ジクロロ酢酸	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基25	ジブロモクロロメタン	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基26	臭素酸	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	(注3) 浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可
基27	総トリハロメタン	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基28	トリクロロ酢酸	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基29	ブロモジクロロメタン	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基30	ブロモホルム	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基31	ホルムアルデヒド	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基32	亜鉛及びその化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注4)
基33	アルミニウム及びその化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注4)
基34	鉄及びその化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注4)
基35	銅及びその化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注4)
基36	ナトリウム及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基37	マンガン及びその化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基38	塩化物イオン	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基40	蒸発残留物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基41	陰イオン界面活性剤	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基42	ジェオスミン	給水栓	原因藻類発生時期に月に1回以上	不可	(注7)
基43	2-メチルインボルネオール	給水栓	原因藻類発生時期に月に1回以上	不可	(注7)
基44	非イオン界面活性剤	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基45	フェノール類	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基47	pH値	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基48	味	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基49	臭気	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基50	色度	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基51	濁度	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基52	PFAS(有機フッ素化合物)	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	不可
毎1	色	給水栓	1日1回以上	不可	不可
毎2	濁り	給水栓	1日1回以上	不可	不可
毎3	消毒の残留効果	給水栓	1日1回以上	不可	不可

(注1) 送・配水施設において濃度が上昇しないことが確認される場合は、給水栓のほか、浄水施設出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所で採水することができる。

(注2) 原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

(注3) 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。

(注4) 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。

(注5) 連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね年3月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

(注6) 過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。

(注7) 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。